

建築物省エネ法関係認定手数料(令和8年4月1日から)

① 法第29条第1項(性能向上計画認定)

			計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)		
ア	a	(a)	誘導標準入力法	非住宅	300㎡未満	10,000	241,000		
		(b)			300㎡以上	17,100	297,000		
		b	(a)		誘導モデル建物法	300㎡未満	10,000	92,100	
			(b)			300㎡以上	17,100	115,000	
	c	(a)	誘導標準計算基準		共同住宅等	300㎡未満	10,000	71,900	
		(b)				300㎡以上	20,000	120,000	
	d	(a)	誘導仕様基準			300㎡未満	10,000	34,200	
		(b)				300㎡以上	20,000	59,300	
	e	(a)	誘導仕様・計算併用法基準	300㎡未満		10,000	53,000		
		(b)		300㎡以上		20,000	89,300		
	イ	a	(a)	誘導標準計算基準		一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	36,100
			(b)				200㎡以上	5,000	39,800
		b	(a)	誘導仕様基準	200㎡未満		5,000	18,000	
			(b)		200㎡以上		5,000	19,000	
c		(a)	誘導仕様・計算併用法基準	200㎡未満	5,000		26,900		
		(b)		200㎡以上	5,000		28,000		
				複合建築物	住棟部分(共同住宅等の住戸部分と共用部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料の合算				
イ	他の建築物に係る事項を計画に記載する場合				申請建築物と他の建築物(上記申請建築物と同じ区分)の手数料の合算 ※1棟ごとに計算し合算				

② 法第31条第1項(性能向上計画の変更の認定)

		計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)	
ア	(ア)		非住宅 共同住宅等	戸建て以外のものについては、変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計について、①の床面積の区分に応じた額。			
				誘導標準計算基準	200㎡未満	3,000	18,000
	200㎡以上	3,000	19,000				
	(イ)	b	誘導仕様基準	一戸建ての 住宅	200㎡未満	3,000	9,000
					200㎡以上	3,000	10,000
		c	誘導仕様・計算 併用法基準		200㎡未満	3,000	13,000
	200㎡以上			3,000	14,000		
イ	計画記載建築物以外の建築物を 計画に追加する場合			表①「ア」と同額 ※1棟ごとに計算し合算			
ウ	計画記載建築物について変更し、計画記載建築物 以外の建築物を計画に追加する場合			表②「ア」と「イ」の手数料の合算 ※1棟ごとに計算し合算			

※床面積については、「床面積の増に係る部分の面積」+「変更に係る部分の床面積×1/2の面積」としてください。

③ 建築物省エネ法の認定と確認申請との併用(法第30条)

		計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)
確認申請手数料+構造計算適合性判定手数料+①(又は②)						

※①~③の共同住宅等や複合建築物において、住宅の共用部分を評価しない場合は、面積を除くことができます。